

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第72号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(屋外広告物等表示等許可期間更新申請書)</p> <p>第7条 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、別に定める様式による屋外広告物等表示等許可期間更新申請書に次に掲げる書類及び写真を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 別に定める様式による<u>屋外広告物等現況調査書</u></p> <p>(3) 当該広告物又は広告物を掲出する物件の写真（申請前<u>1月以内に撮影した天然色写真で、撮影年月日を記入したもの</u>）</p> <p>2 前項第2号に掲げる<u>屋外広告物等現況調査書</u>は、<u>条例第16条の10第1項に規定する管理する者が記載しなければならない。ただし、同項ただし書に規定する広告物又は広告物を掲出する物件に係る屋外広告物等現況調査書については、この限りでない。</u></p>	<p>(屋外広告物等表示等許可期間更新申請書)</p> <p>第7条 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、別に定める様式による屋外広告物等表示等許可期間更新申請書に次に掲げる書類（<u>条例第13条の4第1項ただし書に規定する広告物又は広告物を掲出する物件に係る許可期間更新申請書の場合には、第2号に掲げる書類を除く。</u>）及び写真を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 別に定める様式による<u>屋外広告物等安全点検報告書（申請前3月以内に点検したものに限る。）</u></p> <p>(3) 当該広告物又は広告物を掲出する物件の写真（申請前<u>3月以内に撮影した天然色写真で、撮影年月日を記入したものに限る。</u>）</p> <p>(4) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>2 前項第2号に掲げる<u>屋外広告物等安全点検報告書</u>は、<u>条例第13条の4第1項の規定により点検を実施する者が記載しなければならない。</u></p>
<p>(屋外広告物等滅失届出書)</p> <p>第12条 [略]</p>	<p>(屋外広告物等滅失届出書)</p> <p>第12条 [略]</p> <p><u>(点検内容等)</u></p> <p>第12条の2 条例第13条の4第1項に規定する点検は、<u>広告物又は広告物を掲出する物件の基礎部、上部構造、支持部、取付部、広告板、照明装置等の変形、腐食、ボルト、ビス等のゆるみ、劣化、破損その他の屋外広告物等安全点検報告書の項目について、実施するものとする。</u></p> <p><u>(点検を要しない広告物等)</u></p> <p>第12条の3 条例第13条の4第1項ただし書の規則で定める<u>広告物又は広告物を掲出する物件は、第5条の5第1号から第4号まで、第7号、第8号又は次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第7条第1項第1号に掲げる広告物又は広告物を</u></p>

掲出する物件のうち法令の規定により条例第13条の4の規定による点検に相当する措置を講じることとされているものとして知事が定めるもの

(2) 条例第7条第1項第2号及び第4号から第6号までのいずれかに該当する広告物又は広告物を掲出する物件(資格を有する点検を実施する者等による点検を要する広告物等)

第12条の4 条例第13条の4第2項の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの(第5条の5に定める許可の期間が6月以内とされているものを除く。)とする。

(資格を有する点検を実施する者等)

第12条の5 条例第13条の4第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者

(2) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イの試験に合格した者

(3) 知事が指定する屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

(資格を有する管理する者等)

第21条 [略]

2 条例第16条の10第2項の規則で定める資格を有する者は、第12条の5第1号又は第2号のいずれかに該当する者とする。

(資格を有する管理する者等)

第21条 [略]

2 条例第16条の10第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術科に係る職業訓練指導員免許所持者

(2) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号イの試験に合格した者(以下「屋外広告士」という。)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 許可の期間が令和3年7月14日までに満了する広告物又は広告物を掲出する物件に係る屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号)第8条第3項の規定による許可の期間の更新の申請については、この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第7条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 改正後の規則第12条の4の規定の適用については、この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間は、同条中「第5条の5」とあるのは、「自家用広告物及び第5条の5」とする。